

パブリックコメント（市民意見募集）で出された意見に対する市の方針について（事務局案）

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	<p>第1章計画の策定に当たって 第2節高齢者の現状と将来設計 1 人口構造等の現状及び推計 (2) 生産年齢人口の推移・推計</p> <hr/> <p>生産年齢人口の推移・推計は意味がない。日本はOECD諸国と比較して65歳以上の就業率が圧倒的に高いため、識者の間では将来に渡り日本では労働生産性に大きな変動はないとされていることから、生産年齢で高齢者問題を議論するのはやめるべきであると考えている。その点を踏まえて、8ページ下段のイラストは恣意的で、若年層と高齢者層との分断を生むものであることから削除してほしい。 社会・経済的側面、高齢者自身の生活についての考え方を含めた分析が必要ではないか。</p>	<p>将来に渡り介護保険制度を維持するためには、介護サービスの需要の増加に対応できる介護人材の確保が重要であると考えます。足元の介護人材の不足を踏まえると、生産年齢人口推計結果からは、介護人材の確保が喫緊の課題であることがわかります。ご指摘のイラストは、介護保険制度の危機的状況をわかりやすく視覚的に伝えることができるものと考えております。</p> <p>また、社会・経済的側面や高齢者自身の生活につきましては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において審議され、その内容は介護保険制度に反映されているところであります。</p>	<p>反映なし</p>
2	<p>日常生活圏域図</p> <hr/> <p>地域包括支援センターの担当圏域が入り組んでいてわかりにくい。新規設置に伴い日常生活圏域に合わせるように整理をしてほしい。また圏域図がわかりにくいので再検討してほしい。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者人口3000人～6000人に1か所設置することとなっております。</p> <p>一方、日常生活圏域は、地理条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指す地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じて、市町村が定めるものとなっております。</p> <p>以上からそれぞれの区域の設定条件が異なるため、地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域が異なっておりますが、日常生活圏域の変更を実施した自治体もあることから、次期計画において、検討してまいります。</p>	<p>反映なし</p>
3	<p>第2章 基本目標 1 ■ 重点目標と重点事業 施策 1 介護人材（訪問介護含む。）の確保</p> <hr/> <p>「生産性の向上」という文言は、ケアの現場にはなじまないため「より質の高いケアをめざす取り組み支援」に改められないか。</p>	<p>介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、生産性の向上を通じた働きやすい職場環境づくりを支援しようとするもの、又、国においても介護分野における「生産性の向上」という文言を使用していることから、本計画における適切な文言と考えております。</p>	<p>反映なし</p>

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
4	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業</p> <p>第3章 基本目標2 ■重点目標と重点事業</p> <hr/> <p>重点目標の数値の達成が、我が町のあるべき姿を描けるような指標の設定になっていない。重点事業の具体的な目標がプロセス指標に留まっており、取り組みの実施により期待される効果・成果を示したアウトカム指標など、この計画の達成の先にある町のデザインを示してほしい。</p>	<p>第9期計画においては、「いきいきと暮らし共に支え合うまち」を基本理念にかかげ、その実現に向けた取組みとして、2つの基本目標を設定しております。計画の推進にあたっては、基本目標を基に各種施策を展開していくものです。</p> <p>目標設定にあたっては、6年後の行田市の姿をイメージしたうえで、アウトカム指標は重点目標に記載しており、その達成に必要な指標について施策にプロセス指標を掲載しております。</p>	反映なし
5	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業</p> <hr/> <p>介護人材の確保は、家事援助中心・家事だけでなく介護も担える・重度心身障害にも対応できる人材をマネジメントしつつその他専門職や地域のインフォーマル資源と利用者との関係性をつなぐ人材など質の問題がさらに重要であり、このような問題にも配慮してほしい。</p>	<p>介護支援専門員をはじめとした介護専門職の質の向上と育成についてのご意見と認識いたします。</p> <p>介護支援専門員等の育成については、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメントにより育成と後方支援を行うほか、地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進事業等を運営する上で、多職種による事例検討会等を企画するなど、各種事業を実施するなかで、市内の介護職の質の向上となるよう配慮いたします。</p>	反映なし
6	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業</p> <p>施策1 介護人材（訪問介護含む。）の確保</p> <hr/> <p>保育士や看護・介護職員への家賃補助などの可能性など、従来の施策の発想を大きく変える施策の創設及び職員のモチベーションアップの取組みが必要ではないか。</p>	<p>第9期計画においては、本市の取組の他、県の介護人材確保・定着促進事業の各種事業を周知・活用してまいります。ご提案の取組については次期計画策定において、参考とさせていただきます。</p>	反映なし
7	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業</p> <p>施策1 介護人材（訪問介護含む。）の確保</p> <hr/> <p>市内の事業所での介護ロボットの稼働状況及び訪問系介護事業所を含めたICT化の進捗状況を把握したうえで、介護ロボットやICT化の導入が負担軽減や効率化につながっているのか、つながっているのに導入が進まないとすれば、何がネックとなって進まないのかの分析が必要ではないか。</p>	<p>介護ロボットやICTの導入事例や活用方法について、情報収集も含めて分からないとの声をいただいております。引き続きICT等の導入状況や課題等を調査し、導入を促進するために必要な情報提供に努めてまいります。</p>	反映なし

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
8	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策1 介護人材（訪問介護含む。）の確保</p> <p>（3）シルバー人材センターや有償ボランティア、元気な高齢者等多様な人材の活用</p> <p>「介護人材が不足しているにもかかわらず、専門職による訪問介護の利用が増加しています。一方で、専門職以外でも行える家事援助等についても、専門職が多く行っている状況です。」とあるが、裏付けがあるなら根拠を示してほしい。</p>	<p>令和5年4月～9月における訪問介護サービスの利用回数は、身体介護が約34,000回、身体介護と生活援助を合わせたものが約4,000回、生活援助が約5,000回で、専門職による支援の約12%が生活援助となっています。</p> <p>一方で、地域の有償ボランティアが日常生活の支援を行う「いきいき・元気サポート制度」の同期間における利用回数は、約800回です。</p> <p>今後、ボランティア等の専門職以外による支援が増えることで、限りある専門職による支援をより効率的かつ効果的に活用できるものと考えます。</p>	反映なし
9	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策2 地域包括支援センターの相談機能強化</p> <p>（1）地域包括支援センターの運営</p> <p>①地域包括ケアシステム深化・推進への対応</p> <p>現在のマンパワーでは困難であるとする。相談の背景にある問題や相談者の不安をきちんと受け止めたうえで包括に申し送るなど丁寧な対応をしてほしい。</p>	<p>地域包括支援センターとの連携がより一層円滑になるよう、相談の引継ぎ等丁寧な対応をしております。</p>	反映なし
10	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策2 地域包括支援センターの相談機能強化</p> <p>（1）地域包括支援センターの運営</p> <p>①地域包括ケアシステム深化・推進への対応</p> <p>地域包括支援センターの介護予防業務など個別支援業務負担を軽減し、関係者との対話・価値観の共有・地域の創造などプラットフォーム・ビルダー（場や機会を提供する主体）として機能させるべきではないか。</p>	<p>介護予防支援業務は、令和6年4月1日以降、居宅介護支援事業所が介護予防事業所の指定も受けられるようになることから、地域包括支援センターで実施している介護予防支援の負担は軽減されと考えます。</p> <p>今後、地域包括支援センターが包括的支援業務や地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進できるよう地域包括支援センターの体制づくりや業務負担軽減に努めます。</p>	反映なし

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
11	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策2 地域包括支援センターの相談機能強化</p> <p>(1) 地域包括支援センターの運営</p> <p>①地域包括ケアシステム深化・推進への対応</p> <hr/> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先されるようになった第2号被保険者に対して、地域包括支援センターが福祉分野と連携して、相談支援ができる体制の構築を明記してほしい。</p>	<p>P31の施策2 地域包括支援センターの相談機能強化において、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築（他分野機関との顔のみえる関係構築、介護家族者支援スキル向上、重層的支援会議の活用等）を記載しており、第2号被保険者への対応、福祉分野の連携も含まれております。</p>	<p>反映なし</p>
12	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進</p> <hr/> <p>市内軽費老人ホームで、費用面と保証人の確保に支障のある生活保護者に対して、費用の減免を行い住居の提供を行っている事例などを記載して「住まいの問題」について市内に同様な取り組みを促してはどうか。</p>	<p>法人の経営方針によるものでありますことから、先進自治体の取り組みを調査研究してまいります。</p>	<p>反映なし</p>
13	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進</p> <hr/> <p>訪問介護における支援内容を数字で明記してほしい。</p>	<p>P44の訪問介護の2段落目を「現状では訪問介護の内容として、食事・排泄・入浴などの身体介護が8割、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助が1割、身体介護と生活援助を合わせての利用が1割」を追記しました。</p>	<p>P44に反映</p>
14	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進</p> <hr/> <p>ショートステイのうちロングショートがどの程度あるのか、その理由など実態について明らかにしてほしい。</p>	<p>ロングショートは、入所系サービスに入所するまでの間や介護者の疾病等による不在時などに利用されている状況です。例外的なサービス利用であり、市が進める複合的な在宅サービスの対象外であることから記載する予定はありません。</p>	<p>反映なし</p>

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
15	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進</p> <p>ウ 住宅改修費の支給</p> <p>居宅住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給</p> <hr/> <p>20万円では不十分であり、行田市独自の上乗せ支給制度を創設してほしい。</p>	<p>介護度が3段階以上悪化した場合、再度給付が受けられることから、居宅住宅改修費の支給限度額以上の上乗せについては、予定がございません。</p>	<p>反映なし</p>
16	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進</p> <p>ウ 住宅改修費の支給</p> <p>居宅住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給</p> <hr/> <p>個別住宅に対して、ユニバーサルデザインを奨励することを目的として、建築費用の助成制度を始めほしい。</p>	<p>ユニバーサルデザイン住宅の推奨につきましては、介護保険に限らず、すべての方を対象としており、市では、商工観光課において「住宅改修資金補助制度」などがありますことから、そちらを活用いただきたいと思います。</p>	<p>反映なし</p>
17	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進（介護保険サービスの充実）</p> <hr/> <p>介護老人福祉施設（特養）の入所待機者の状況について言及がない。また、要介護1及び2の方の特例入所の実績も明らかにしてほしい。</p>	<p>本市では「誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らし続けられる」ことを目標としていることから、施設の入所待機者数には言及いたしません。</p>	<p>反映なし</p>
18	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策3 複合的な在宅サービスの整備促進</p> <p>（3）施設の整備及び充実</p> <p>ア施設整備の方針</p> <hr/> <p>大規模施設整備のリスク・既存施設活用・転用事業者含めて関係者とのサービス提供体制の構築方針を議論・共有するために意見交換会などを開催し、事業者の意向の追認に終始するのではなく、地域マネジメントとして市の考えを示してほしい。</p>	<p>第9期計画の施設整備方針を決める際には、今後の高齢者数（特に医療・介護の両方が必要な85歳以上）の推計等を基に、「在宅系サービスの充実を中心に検討する」としたところです。今後の市内の施設整備につきましては、この方針に基づき対応してまいります。</p>	<p>反映なし</p>

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
19	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業 施策3 複合的な在宅サービスの整備促進 (7) 介護給付等費用適正化事業の推進</p> <hr/> <p>今後ケアマネジメント有料化に伴い、限度額一杯を使ったプラン作成を防ぐためにも介護度の改善と消化率を見ることがケアマネの質の向上のため評価ソフト等を用いて平均変化率と平均消化率の客観的評価から、ケアマネジャーの評価・分析が必要ではないか。またインフォーマル資源の発掘や拡大をはかり、その把握を進めるためのケアマネへの情報提供をすすめるべきではないか。</p>	<p>事業所に対し、自己評価実施の徹底や、集団指導や運営指導及びケアプラン点検の実施により、適切なケアプランの作成について確認や指導等を行ってまいります。また、指導の機会等を通じて、インフォーマル資源の発掘、活用について、ケアマネへの情報提供を行ってまいります。</p>	<p>反映なし</p>
20	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業 施策3 複合的な在宅サービスの整備促進 (7) 介護給付等費用適正化事業の推進 今後の方向性</p> <hr/> <p>「認定調査委員の資質向上」を図る際、若年性認知症や高次脳機能障害の特性を理解したうえでの対応ができるよう配慮してほしい。</p>	<p>認定調査員に対し、国や県、関係機関が開催する研修を広く周知し、疾病に関する理解を深めることで、認定調査員の資質の向上と介護認定の適正化を図ります。</p>	<p>反映なし</p>
21	<p>第2章 基本目標1 ■重点目標と重点事業 施策4 在宅医療・介護連携の推進</p> <hr/> <p>医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携について、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備について明記してほしい。</p>	<p>P80の「今後の方向性」の3段落目を「在宅医療・介護連携推進事業において開発、導入された連携シートやツールについて関係機関や市民への普及・啓発を継続して行うとともに、専門職が活用できるよう、必要に応じ連携ツールの利便性を高め、また、地域共生社会の実現のため障害分野等他分野においても活用できるよう汎用性を持たせるなどの改善を行い、医療と介護の切れ目のない支援体制をさらに充実させていきます。」と修正しました。</p>	<p>P80に反映</p>

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
22	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策4 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>現状</p> <p>■在宅医療・介護連携推進事業の状況</p> <p>カ) 医療・介護関係者の研修</p> <hr/> <p>医療・介護関係者の研修で、「若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方への支援」をテーマとして取り上げてほしい。また、医療・介護・障害福祉の関係者の研修も考えてほしい。</p>	<p>医療・介護関係者の研修の内容については、「在宅医療・介護連携推進協議会」及びその作業部会で協議されているところです。</p> <p>研修のテーマ等については、今後の研修企画、運営の際に検討してまいります。</p>	<p>反映なし</p>
23	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策5 認知症ケア体制の充実</p> <p>(1) 認知症総合支援事業</p> <hr/> <p>認知症施策に市内で定期的に行っている「認知症と家族会（公益社団法人）」の開催や作業療法士による介護保険を利用した「認知症リハビリ」の紹介も行き同様な事業を促してはどうか。</p>	<p>P82の今後の方向性の2段落目を「さらには、認知症ボランティア希望者の参加のほか、「公益社団法人 認知症の人と家族の会」や認知症リハビリを実施している関係機関や専門職等との連携により、認知症の方を地域で支えられるような体制づくりを進めていきます。」と修正しました。</p>	<p>P82に反映</p>
24	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策5 認知症ケア体制の充実</p> <p>(1) 認知症総合支援事業</p> <hr/> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先されるようになった第2号被保険者に対して、介護保険サービスでの支援とともに併用できる障がい福祉サービスや障害年金制度につなげていく、多機関・多職種連携による相談支援体制の構築を明記してほしい。</p>	<p>P81(1) 認知症総合支援事業の4段落目を「また、第2号被保険者に該当する若年性認知症や高次脳機能障害については、障害福祉分野等多機関・多職種と連携しながら、相談支援体制を構築し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていることのできる地域づくりを推進します。」に修正しました。</p>	<p>P81に反映</p>

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
25	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策5 認知症ケア体制の充実</p> <p>(1) 認知症総合支援事業</p> <p>⑨認知症サポート店の認証</p> <hr/> <p>スローショッピングの普及を認知症サポート店の認証の次の段階として検討してはどうか。</p>	<p>次期計画で検討いたします。</p>	<p>反映なし</p>
26	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策6 高齢者の保護及び権利擁護</p> <p>(2) その他の権利擁護</p> <p>③ 成年後見制度利用支援事業</p> <hr/> <p>実績が不十分。当事者の意思を反映したうえで成年後見制度を積極的に運用してほしい。また、セルフネグレクトを発見した場合に保護入所などの措置が講じられるよう、市民に周知してほしい。</p>	<p>ご意見を参考に、成年後見制度の適切な活用を継続し、市民へ周知してまいります。</p>	<p>反映なし</p>
27	<p>第2章 基本目標1</p> <p>■重点目標と重点事業</p> <p>施策7 ひとり暮らし高齢者等安心・安全な日常生活の支援</p> <p>(2) 安心・安全な日常生活の支援</p> <p>④ひとり暮らし高齢者見守りサービス</p> <hr/> <p>独居高齢者に安否確認電話を無料でやっている社会福祉法人があるが、情報の共有や事業化する事で安価な見守りサービスが可能になるのではないか。</p>	<p>高齢者の安否確認については、対面により暮らしぶりや体調の変化を把握することで、それぞれの状況に応じた支援に繋がっています。</p> <p>一方で、いただいたご意見を参考に、他の手法についても調査・研究していきます。</p>	<p>反映なし</p>

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
28	<p>第3章 基本目標2 ■重点目標と重点事業 施策2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (3) 効果的な移動支援の検討</p> <p>総合事業として通いの場の送迎など、ご近所さんによる移動支援による互助の促進やボランティアポイントなどによる担い手の増加の検討を促してはどうか。</p>	<p>P113の生活支援サービスの体制整備・今後の方向性において、「市は、引き続き、第1層協議体を開催し、市全体の生活支援について検討します。また、ボランティアポイント制度の創設等について、第1層協議体で検討し、より効果的なボランティア制度の立ち上げについて協議します。」としていることから、互助による移動支援の担い手増加を含め、本協議体で検討してまいります。</p>	<p>反映なし</p>
29	<p>第3章 基本目標2 ■重点目標と重点事業 施策3 高齢者の生きがいづくり等 (2) 敬老事業の検討</p> <p>第7期よりパブコメに指摘のある敬老祝い金の廃止、金品の贈呈でなく健康増進施設の利用券など、介護保険の本旨にあった自助を促すような施策への抜本的な変更をしてはどうか。</p>	<p>敬老事業については、敬老事業検討打ち合わせ会議における議論を参考に、生きがいや健康づくり、介護予防等を目的とした事業への見直しを検討します。</p>	<p>反映なし（P147「今後の方向性」に記載済み）</p>
30	<p>第4章 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定</p> <p>介護保険財源の、国の負担割合が4分の1のまま手をつけないことについて、保険者として国に強く要望してほしい。</p>	<p>参考意見として受け止めさせていただきます。</p>	<p>反映なし</p>

合同説明会で出された意見

名称：行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）及び行田市障がい者計画等（案）合同説明会

日時：令和6年1月28日（日）10時30分から11時45分まで

会場：行田グリーンアリーナ（行田市総合体育館）2階研修室

参加者：26人

No	意見箇所 意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	<p>第2章 基本目標1 施策1 介護人材（訪問介護含む。）の確保</p> <p>計画には自分が思うことが全て盛り込まれている。 しかし、計画を実施するのは人である。介護職場での担い手不足が問題になって久しいし計画にも人材確保や育成が書かれているが、何の思いもなく寄り添う気持ちのない職員がいくら入っても意味がない。数ではない。時間がかかるが市民の教育が大事であると考え活動している。市でもそういうことを真剣に考えてもらいたいし、私も協力していきたいと考えている。</p>	<p>現在も人材が足りていない状況で、今後担い手を増やしていく中では、ただ人数を増やすだけでなく思いや実情を知っていただくことも大事なことでと考えております。介護のことは分からなくても小さい頃から高齢者に触れることで、理解が深まり、何かできることがあるかなど考えられるようになります。小学生や中学生にそういった機会を設けるなど、人材の育成に取り組んでまいります。</p>	反映なし
2	<p>計画全体</p> <p>自分は団塊の世代の走りだが、団塊の世代が後期高齢者となり増えていくのでよろしくお願いいたします。</p>	<p>今後、後期高齢者を含めて皆さんが住みよい地域となるよう施策を進めてまいります。</p>	反映なし

※ 障がい者計画に関し、以下のご意見が出されました。

- 権利擁護の関係で、今後の成年後見センター（仮称）の中核機関の設置予定があればお願いしたい

<市の考え方>

障がい者等計画において、（2）権利行使の支援において、「○権利擁護支援のための地域連携ネットワークにおける中核機関（成年後見センター（仮称））の設置を、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し協議に努めます。」と追記することとしました。

（なお、本計画ではP94 ②成年後見制度に関する体制整備の今後の方向性において、成年後見センターの設置を含めて掲載しております。）